

# 4 苗代小学校いじめ防止基本方針

平成 29 年 4 月改訂

## 1 いじめ防止等に関する基本的考え方

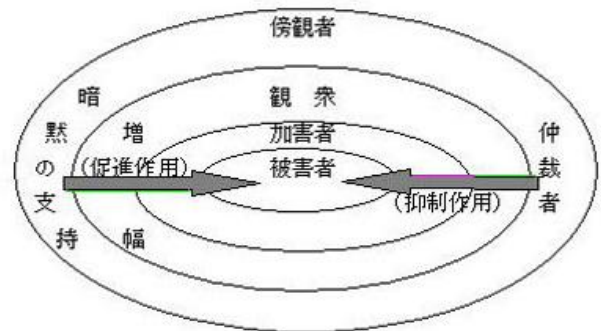
### (1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第 2 条第 1 項）

### (2) いじめの構造から

「いじめられる者」と「いじめられる者」はこの二者関係にとどまらない。

「観衆」（はやしたてて面白がるもの）や「傍観者」（暗黙にて了解を与えている）の存在を認識することで、「仲裁者」の育てを日常から行うことが重要である。また、時として加害者と被害者が入れ替わることもあり、多様化している。



《新訂版いじめ》森田洋司・清水賢二著（金子書房）による

### (3) いじめ防止への基本的取り組み

- ① いじめは決して許されない行為である事の周知徹底について、児童・保護者へ徹底を図る。
- ② いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうるものであることを、全職員が認識し、いじめの把握と対応に組織的に努める。
- ③ 日常の中できめ細かな観察や実態の把握に努め、早期発見、迅速・適切な対応、いじめの解消と継続した対応を進める。
- ④ 学校全体として組織的に対応するとともに、必要に応じて家庭や外部機関、関係組織との連携や啓発活動・情報発信を図りながら早期対応を進めていく。
- ⑤ 学校での教育課程・教育活動を通した中で、道徳教育や人権教育等の「心の教育」の充実を絵の図るとともに、ネットトラブル等も含め、児童や家庭への啓発を推進していく。

### (4) いじめ防止対策組織について

- ① いじめ防止及び対応等の実効的組織として、「苗代小学校いじめ問題対策チーム」を学校組織内に常設する。
- ② その他、早期発見や予防、児童理解等の情報交換・共有化・共通理解等のため、「児童理解の会」の定例開催を行う。

### (5) 年間を通じてのいじめ防止計画

	内 容	時 期	
いじめ防止にむけて	児童が主体の活動	・異学年間での交流授業や交流活動	通年
		・学級活動での話し合い活動	通年
		・「学級力アンケート」による意識と実践の向上	年6回程度
		・児童会活動（児童集会等）や行事を通しての心の交流	通年
		・縦割り活動等の実施と交流	通年
	教職員が主体の活動	・「生徒指導の三機能」を活かした授業実践と授業改善	通年
		・できる、わかる「授業」を通しての児童の自他肯定感の向上	通年
		・学級、学年、学校だより等を通しての啓発・発信	通年
		・自己肯定感、自己有用感、相互理解に向けての日常の評価や声かけ	通年
		・「QUアンケート」「学級力アンケート」等を活用した授業や支援指導	通年
		・道徳、学級活動、エンカウンターやソーシャルスキル等の充実	通年
		・PTA行事や専門委員会活動との連携	通年
		・教育相談室や保健室（養護教諭）等との連携	通年
	発見にむけて	いじめ早期	○日常の児童の言動やサインの把握
○各種アンケートによる把握・分析と対応協議、実践			通年（各時期）
○「児童理解の会」の定期開催と情報交換、共通理解			月1回程度
○過去の事例や経緯の蓄積と引継ぎ			通年、年度末

### (6) いじめに対する措置

- ① いじめ行為と疑われる行為の発見時、その場その時に、その行為を中止させる。
- ② いじめと疑わしき行為の発見や相談・訴えのあった時、相談者・通報者の相談内容・訴え内容を傾聴する。
- ③ 特定の教職員個人で抱えず、「いじめ問題対策チーム」を開催し、組織的対応体制をとり、情報の共有化を図る。
- ④ 関係児童からの事情聴取と事実確認をし、「いじめ」の有無の確認を早急に行う。
- ⑤ いじめ問題対策チームで、事実確認を受けて解決計画を立て、対応する教職員の役割分を行う。計画に従い対応する。
- ⑥ 結果について、加害・被害両児童及び保護者への連絡を行い、対応の具体について伝達する。
- ⑦ 被害児童への支援および保護者への支援を行う。  
加害児童への指導を行い、今後の良好な成長への協力について、学校方針と共に保護者に伝える。
- ⑧ 重大な状況時には、関係機関等の協力・連携を要請して協議・対応する。重大な状況とは、⑦いじめにより、生命、心身、財産に重大な被害が出ると認める場合、④いじめにより、当該児童が学校へ来ることができなくなる疑いのある場合の事を言う。
- ⑨ 発生・対応・事後についての報告を市教育委員会へ報告し、経過観察を怠らず継続観察を行う。
- ⑩ いじめの発生した集団へのケアとともに、より良い人間関係の構築に向けての意識づくりと実践を、学校が組織的に共同して推進していく。

## 2 いじめに対する組織的取り組み (苗代小いじめ問題対策チーム組織対応)

校長

教頭

- 校内のいじめの実態とその指導状況の把握に努め、適切な対応について、教職員の理解・知識・対応力を図る。
- 実践的な職員研修の場を設定し、全教職員が生徒指導の専門的技術を身に付ける体制をつくる。
- いじめに関することについて、校長に報告し、その指導の下に全校体制での取組を推進する「報告・連絡・相談」体制の確立を図る。
- P T Aや関係機関・団体との協力体制を確立し、開かれた学校づくりに努める。

生徒指導主事

- 学校全体の状況を把握し、いじめが発見された場合は担任のサポートに努める。
- 学年会、生徒指導部会、職員会議などの場で、解決策についてコーディネートを進め、リーダーシップを発揮し防止・予防の具体化を進める。
- 校長・教頭にいじめについての幅広い情報を提供し、率先して問題解決に当たる。
- 学校、家庭、地域が一体となった連携の具体化を積極的に進める。

学年主任

学年

- 担任との連携を図り、学年内のいじめの把握・防止に努める。
- 担任と複数にて問題解決に当たるとともに、いじめ情報を積極的に全体で共有する。
- 学年内でのいじめについて生徒指導主事・管理職に報告し、担任・いじめ対策チームにて対応策を検討する。また、必要に応じて他学年との連携を図る。

学級担任

級外等

- 自分の学級にもいじめはあり得るとの認識を持ち、子どもたちの日々の生活や言動を決め細かく観察する。
- 「生徒指導の三機能」を活かす授業改善に常に努め、指導・支援等の言葉かけや、授業以外で場や活動を通して、可能な限り子どもたちと積極的にふれあうようにする。
- いじめが発生したり、いじめのサインをとらえたりした場合は、一人で抱え込まず、学年主任や他の教員、いじめ問題対策チーム等との連携にて協議・対応していく。
- 子どもや保護者からの相談や訴えについては、どんな些細な事でも誠意をもって迅速に対応し報告するとともに、その後の経過も続ける。

特別支援コーディネーター、養護教諭、教育相談担当、心の相談員、s c

- 担任が気づきにくい子どもの様々な問題の把握に努め、「心の居場所」づくりに努める。
- 訴えて来た子どもの心情を十分に受け止め、信頼され安心できる保健室や相談室の雰囲気づくりに努める。
- 把握したいじめの情報を担任や生徒指導主事・教頭・校長に伝え、解決に向けて有効な対策を講じる。
- 担任と十分な連絡をとり、家庭との連携を密にして問題の解決に努める。
- 外部他機関、施設との連携・協力についても情報の共有化と連携をコーディネートしていく。

苗代小いじめ問題対策チーム

助言・連携・協力体制

いじめ対応アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー  
小松市教育センター、児童相談所、子ども家庭課、  
地域児童委員、P T A代表、地域有識者 等

### 3 いじめ発見のポイント

#### 【いじめられている子どもの出すサイン】

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安に伴うサインを、言葉や表情・しぐさなどで表しています。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切です。

#### <学校での一日>

※印 無理にやられている可能性のあるもの

発見する機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
<b>朝の会</b>	○遅刻、欠席が増える。 ○表情がさえず、うつむきがちになる。	○始業時刻ぎりぎりの登校が多い。 ○出席確認の声が小さい。
<b>授業の開始時</b>	○忘れ物が多くなる。 ○用具、机、椅子等が散乱している。 ○一人だけ遅れて教室に入る。	○涙を流した気配が感じられる。 ○周囲が何となくざわついている。 ○席を替えられている。
<b>授業中</b>	○正しい答えを冷やかされる。 ○発言に対し、しらけや嘲笑が見られる。 ○責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる。 ○ひどいアダ名で呼ばれる。	○グループ分けで孤立することが多い。 ○保健室によく行くようになる。 ※ふまじめな態度で授業を受ける。 ※ふざけた質問をする。 ※テストを白紙で出す。
<b>休み時間</b>	○一人でいることが多い。 ○わけもなく階段や廊下等を歩いている。 ○用もないのに職員室等に来る。 ○遊びの中で孤立しがちである。 ○プロレスごっこで負けることが多い。	○集中してボールを当てられる。 ○遊びの中出いつも同じ役をしている。 ※大声で歌う。 ※テストを白紙で出す。
<b>給食時間</b>	○食べ物にいたずらをされる。 ○グループで食べる時、席を離している。 ○その子どもが配膳すると嫌がられる。	○嫌われるメニューの時に多く盛られる。 ※好きな物を級友に譲る。
<b>清掃時間</b>	○目の前にゴミを捨てられる。 ○最後まで一人でする。 ○椅子や机がぼつんと残る。	※さぼることが多くなる。 ※人の嫌がる仕事を一人でする。
<b>放課後</b>	○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。 ○顔がすり傷や鼻血の跡がある。 ○急いで一人で帰宅する。	○幼児のないのに学校に残っている日がある。 ※他の子の荷物を持って帰る。

#### <注意しなければならない児童の様子>

様子等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
<b>動作や表情</b>	○活気がなく、おどおどしている。 ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる。 ○独り言を言ったり、急に大声を出したりする。	○視線を合わさない。 ○教師と話す時は不安な表情をする。 ○委員を辞める等、やる気を失う。 ※言葉遣いが荒れた感じになる。
<b>持ち物服装</b>	○教科書等にいたずら書きされる。 ○持ち物、靴、傘等を隠される。	○刃物等、危険な物を所持する。
<b>その他</b>	○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる。 ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある。 ○教材費、写真代等の提出が遅れる。 ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書きこまれる。	○飼育動物や昆虫等に残酷な行為をする。 ○下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている。 ※校則違反、万引き等の問題行動が目立つ。